保するために効果を有する取組を住民の理解を得ながら行うことについて定めるものとする。 ト　（略） 第二　（略）	保するために効果を有する取組を住民の理解を得ながら行うことについて定めるものとする。 ト　（略） 第二　（略）

附　則

この告示は、令和八年七月一日から施行する。

○外務省告示第二百八号

令和七年十二月十九日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定について、キルギス共和国は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、我が国はこれを令和八年六月二十二日に受領した。我が国は、同月二十六日に同協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、キルギス共和国はこれを同日に受領した。よって、同協定は、その第二十八条1の規定に従い、令和八年七月二十六日に効力を生ずる。

令和八年七月一日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二百九号

我が国は、平成五年四月二十一日付けの日本国と旧ソヴィエト社会主義共和国連邦との間で締結され、効力を有していた条約その他の国際約束の日本国とキルギスタン共和国との間における適用関係を確認する日本国政府とキルギスタン共和国政府との間の往復書簡によりキルギス共和国との間で適用されてきた、昭和六十一年一月十八日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約に関し、同条約の適用を終了させる意思を令和八年六月二十六日にキルギス共和国に通告した。よって、同条約は、その第二十六条の規定に従い、我が国とキルギス共和国との間において、令和九年一月一日以後に開始する各課税年度の所得について効力を失う。

令和八年七月一日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二百十号

令和六年八月八日に東京及びジャカルタで署名された経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書について、同議定書の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文の交換は、令和八年六月二十六日にジャカルタで行われた。よって、同議定書は、その第二十六条1の規定に従い、令和八年八月一日に効力を生ずる。

令和八年七月一日

外務大臣　茂木　敏充

○国土交通省告示第八百七号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第三項の規定に基づき、平成十九年国土交通省告示第千百七十四号（海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年七月一日

国土交通大臣　金子　恭之

工事の区域の表を次のように改める。

工事の区域	工事の種類	工事開始の日
次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と⑱に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域 (1)　三等三角点「江波」広島市中区江波南一の四〇の一（北緯三四度二一分五八秒、東経一三二度二六分〇六秒）から二九二度〇〇分七〇〇メートルの地点	海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧	平成十九年九月十日

(2)　(1)に掲げる地点から一一八度〇〇分五二メートルの地点
(3)　(2)に掲げる地点から二〇八度〇〇分一七八メートルの地点
(4)　(3)に掲げる地点から二九〇度〇〇分三メートルの地点
(5)　(4)に掲げる地点から二〇八度〇〇分二六〇メートルの地点
(6)　(5)に掲げる地点から一一九度〇〇分五〇一メートルの地点
(7)　(6)に掲げる地点から二〇五度〇〇分三一メートルの地点
(8)　(7)に掲げる地点から一一五度〇〇分七メートルの地点
(9)　(8)に掲げる地点から二〇五度〇〇分二一メートルの地点
(10)　(9)に掲げる地点から二九〇度〇〇分八メートルの地点
(11)　(10)に掲げる地点から二九四度〇〇分一五メートルの地点
(12)　(11)に掲げる地点から二〇五度〇〇分四八メートルの地点
(13)　(12)に掲げる地点から二九七度〇〇分二三メートルの地点
(14)　(6)に掲げる地点から二六二度〇〇分四六メートルの地点
(15)　(5)に掲げる地点から二五四度〇〇分三九メートルの地点
(16)　(2)に掲げる地点から二三二度〇〇分七五メートルの地点
(17)　(2)に掲げる地点から二五五度〇〇分一〇一メートルの地点
(18)　(1)に掲げる地点から二九八度〇〇分二二メートルの地点
次に掲げる地点を順次結んだ線及び⑲に掲げる地点と⑯に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域
(19)　三等三角点「江波」広島市中区江波南一の四〇の一（北緯三四度二一分五八秒、東経一三二度二六分〇六秒）から二一六度一九メートルの地点

海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧	平成十九年九月十日	

(20)　(19)に掲げる地点から二五度〇〇分五一メートルの地点
(21)　(20)に掲げる地点から二五度〇〇分二一メートルの地点
(22)　(21)に掲げる地点から一一度〇〇分九メートルの地点
(23)　(22)に掲げる地点から二五度〇〇分二八メートルの地点
(24)　(23)に掲げる地点から一一九度〇〇分五一メートルの地点
(25)　(24)に掲げる地点から一八度〇〇分三四七メートルの地点
(26)　(25)に掲げる地点から三五九度〇〇分二二メートルの地点
(27)　(26)に掲げる地点から三〇〇度〇〇分一六八メートルの地点
(28)　(27)に掲げる地点から二七度〇〇分四五メートルの地点
(29)　(28)に掲げる地点から五七度〇〇分一五四メートルの地点
(30)　(29)に掲げる地点から五四度〇〇分一〇四メートルの地点
(31)　(30)に掲げる地点から二九度〇〇分一二メートルの地点
(32)　(31)に掲げる地点から二九度〇〇分四一メートルの地点
(33)　(32)に掲げる地点から二九七度〇〇分四一メートルの地点
(34)　(33)に掲げる地点から二〇八度〇〇分一八メートルの地点
(35)　(34)に掲げる地点から二九五度〇〇分九二メートルの地点
(36)　(35)に掲げる地点から一九度〇〇分四三メートルの地点
(37)　(36)に掲げる地点から五七度〇〇分四六メートルの地点